

禁止行為規定遵守措置等に関する報告の概要

1 報告事業者

東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 三浦 惺
西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 上野 至大

2 報告年月日

平成14年6月28日（NTT東日本、NTT西日本）

3 報告概要

- (1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な事項等以下に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

イ 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。（接続約款第95条、第95条の2・3・4・5）

ロ 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款、「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保しております。（接続約款第95条）

ハ 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。（接続約款第98条、第98条の2、第99条、第99条の2・3・4・6・7・8）

なお、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報」を下記URLで開示しておりますが、コロケーション及びDSL回線に関する情報、光ファイバ関連情報、フレッツサービス（ISP事業者向け情報）については、「守秘義務契約」又は「相互接続協定」を締結している電気通信事業者に対して、ID及びパスワードを払い出した上で閲覧可能としております。

◇NTT東日本：<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/index.html>

◇NTT西日本：<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

二 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、以下のとおり実施しております。

① 利用契約締結

条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第68条(10))

② 他社商品販売・取次等

収支が相償わない場合や自社商品と競合する場合を除き、次の考え方により実施しており、これを公表 (H11.7.1) することにより同等性を確保しております。

ア 販売・取次

i. 販売手数料

販売手数料は、1件あたりの販売手数料単金に、販売件数を乗じて算定する額とする。

販売手数料＝販売手数料単金×販売件数

ii. 販売手数料単金

この場合、委託者の提示する販売手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

販売手数料単金 \geq 社員1人1分あたりの作業単金×当該受託商品の販売に係る稼働時分

イ 問い合わせ対応・アフターフォロー

i. 手数料

手数料は、1件あたりの受付又は訪問に係る手数料単金に、受付又は訪問件数を乗じて算定する額とする。

手数料＝手数料単金×受付又は訪問件数

ii. 手数料単金

この場合、手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

手数料単金 \geq 社員1人1分あたりの作業単金×1受付又は1訪問あたりの受託商品に係る問い合わせ対応・アフターフォロー稼働時分

(注)「社員1人1分あたりの作業単金」は、接続約款に規定している他事業者との取引に使用している作業単金をベースとした他事業者に共通の単金とする。

③ 債権譲受・料金回収及び請求回収代行 (専用サービスに係る利用者料金)

条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第68条(4)(5)、第80条、第81条)

④ 他社商品料金回収代行

次の考え方により実施しており、これを公表（H12.7.10）することにより同等性を確保しております。

・回収代行手数料

1件あたりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額とする。

また、平成14年4月に回収代行手数料の見直しを行い、これを公表（H14.4.17）しております。

「単金型」と「料率型」の2種類の料金プランのうちいずれかを事業者が選択する。

【単金型】 1件あたり150円

【料率型】

一件あたりの平均請求額	手数料額
0～1,000円	請求金額の30%
1,001～2,000円	請求金額の10%
2,001～5,000円	請求金額の5%
5,001円～	請求金額の3%

※ 単金型の場合、1事業者5,000件/月を超えた場合、超えた件数についての手数料は85円/件とする。

※ 料率型の場合の1件あたりの最低手数料額は85円とする。

⑤ 料金請求書同封

料金請求を弊社に委託している事業者であれば、次の内容により実施することとしており、同等性を確保しております。

また、マイライン事業者協議会リーフレット同封の際に、同協議会において関係事業者の費用算出のために、次の内容を開示（H14.2）いたしました。

1回あたり、 $(70,000円 + 0.9円 \times \text{同封数}) \times 1.1$

なお、料金請求に関連する内容を当該会社利用分のある利用者に限って実施するものであり、手数料については、最低取扱件数（50万件）を設定し、これを下回る場合については、当該件数見合いの手数料を支払うことを条件とする。

(2) 公表された条件によって実施した事項の実施状況（平成13年度）

イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守

① 自前工事

項目		総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	55 社 (6,817 件)	1 社	54 社
	西	45 社 (4,499 件)	1 社	44 社

② 受託工事

項目		総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	11 社 (195 件)	1 社	10 社
	西	20 社 (294 件)	1 社	19 社

※ 一般工事を含む

ロ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

① コロケーションスペース

項目		総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	39 社 (7,789 架)	1 社	38 社
	西	41 社 (6,072 架)	1 社	40 社

② 電柱

項目		総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	78 社 (35,069 本)	1 社	77 社
	西	65 社 (46,159 本)	1 社	64 社

※ 一般賃貸を含む

③ 管路・とう道

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	21 社 (369.0 km)	1 社	20 社
	西	30 社 (238.0 km)	1 社	29 社

※ 一般区間を含む

ハ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供

① ID、パスワードを払い出している事業者数

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	314 社	1 社	313 社
	西	181 社	1 社	180 社

② お客さま情報照会書作成

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	6 社 (94,394 件)	1 社	5 社
	西	7 社 (64,247 件)	1 社	6 社

③ みなし契約者に関する宛名情報提供

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	5 社 (40,791 千件)	1 社	4 社
	西	6 社 (37,328 千件)	1 社	5 社

ニ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

① 利用契約締結

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	5 社 (1,542 千件)	1 社	4 社
	西	6 社 (1,784 千件)	1 社	5 社

② 他社商品販売・取次等

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	30 社 (120 商品)	1 社	29 社
	西	39 社 (147 商品)	1 社	38 社

③ 債権譲受・料金回収

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	32 社 (699,147 百万円)	1 社	31 社
	西	32 社 (647,045 百万円)	1 社	31 社

請求回収代行

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	2 社 (12,790 件)	1 社	1 社
	西	2 社 (8,731 件)	1 社	1 社

④ 他社商品料金回収代行

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	20 社 (31 商品)	0 社	20 社
	西	20 社 (31 商品)	0 社	20 社

⑤ 料金請求書への同封

項 目		総 数	特定関係事業者	左記以外の事業者
提供対象事業者数	東	1 社 (1 回)	1 社	0 社
	西	1 社 (1 回)	1 社	0 社

(3) 公表された条件によらないで実施した場合の理由、条件及びその実施状況
(平成13年度)

イ 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

ロ 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

ハ 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

ニ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。